

財務省第5入札等監視委員会

令和元事務年度 第3回定例会議（書類回覧）審議概要

開催日及び場所		令和2年4月6日～22日（書類回覧による開催）	
委員		委員長 村山周平（村山周平事務所・公認会計士） 委員 藤重由美子（東京八丁堀法律事務所・弁護士） 委員 中出哲（早稲田大学教授）	
審議対象期間		令和元年10月1日（火）～令和元年12月31日（火）	
抽出事案		4件	（備考）
1	競争入札（公共工事）	1件	契約件名：羽田税関支署入国検査場照明器具改修工事 契約相手方：株式会社関工ファシリティーズ （法人番号6010701024662） 契約金額：19,580,000円 契約締結日：令和元年10月30日 担当部局：東京税関
2	競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：税関申告アプリの改修作業 契約相手方：株式会社三恵クリエス （法人番号2010901004526） 契約金額：2,126,520円 契約締結日：令和元年12月11日 担当部局：東京税関
3	競争入札（公共工事）	1件	契約件名：横浜税関コンテナ検査センター入口側門扉更新工事 契約相手方：株式会社八代産業 （法人番号9020001010681） 契約金額：3,617,949円 契約締結日：令和元年12月12日 担当部局：横浜税関
4	競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：令和元年度 麻しん風しん抗体検査に係る単価契約 契約相手方：医療法人社団優和会 （法人番号3021005008115） 契約金額：@4,840円ほか 契約締結日：令和元年11月1日 担当部局：横浜税関
委員からの意見・質問、それに対する回答等		別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし	

意見・質問	回答
<p>【事案1】</p> <p>契約件名：羽田税関支署入国検査場照明器具改修工事</p> <p>契約相手方：株式会社関工ファシリティーズ (法人番号6010701024662)</p> <p>契約金額：19,580,000円</p> <p>契約締結日：令和元年10月30日</p> <p>担当部局：東京税関</p>	
<p>《抽出にあたり委員からの事前確認》</p> <p>本件契約概要について</p>	<p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>本件工事は、羽田空港第3ターミナル入国検査場の蛍光灯器具及び寿命を迎えるLED照明器具（ダウンライト）を新しいLED照明器具に更新するものであり、入国検査場を利用する旅客の利便性、安全性の向上及び電気料金等の削減を図ることを目的としています。</p>
<p>1者応札となった要因について</p>	<p>本件工事は、照明器具改修という一般的な工事であり、複数者が入札に参加可能な内容であったものの、応札者以外の者がオリンピック・パラリンピック関連や他の案件を受注したため、本件入札に参加できなくなったことから、1者応札となったものと思料します。</p>
<p>低落札率となった要因について</p>	<p>定期刊行物等の価格との比較に加え、機器台数の大量購入を踏まえた価格を採用しており、適切な積算を行ったと考えていますが、落札業者からの聴取結果のとおり、官公庁工事の受注実績を積み上げる目的のもと、採算の見合う最低限の価格で入札に参加したため、低落札率になったものと思料します。</p>
<p>《書類回覧による委員からの質問・意見》</p> <p>市場価格調査の結果、定期刊行物等の価格の合計額が業者見積額より高くなった理由を説明してください。</p>	<p>《担当部局からの回答》</p> <p>機器費では、定期刊行物等の価格はメーカーカタログから計算しており、業者見積額はメーカーカタログより大幅に値下げして算出されているため、価格差が生じております。その他工事費等も比較すると、全体で差が生じております。</p>
<p>業者見積額と定期刊行物等の価格を比較し、業者見積額が安価であった場合は、税関において査定しないとのことですですが、査定する場合はどのような場合でしょうか。また、定期刊行物等の価格よりも業者見積額が高い場合は、定期刊行物等の</p>	<p>通常、定期刊行物等に記載されている価格、或いはメーカーカタログを使用する場合は、税関において査定をして積算します。また、定期刊行物等の価格と業者見積額を比較して、業者見積価格が安価な場合も査定して積算をします。しかし今回は、予定</p>

意見・質問	回答
<p>価格を採用し、更に税関において査定をするのでしょうか。そのように異なった対応を行うのは何故でしょうか。</p>	<p>価格の積算にあたり、提出された業者見積価格が、当方の査定後の価格よりも低価格であったため、これ以上の査定をするのは適正な予定価格を下回り、入札が不調となるおそれがあったことから、査定はしておりません。</p>
<p>落札者の説明では現場管理費が抑えられたとのことですが、予定価格の現場管理費との有意的な差は認められず、むしろ電工費が大きく異なるように思われますが、落札者の説明に納得しているのでしょうか。</p>	<p>落札者の現場管理費とは、電工費・その他も含む経費であり、予定価格の工事費（電工費）と比較すると大きな差がありますが、本社所在地と現場の立地の関係から長期的に少ない人工で対応できるため、妥当であると判断しました。</p>
<p>契約金額1,958万円で採算のとれる契約であるならば、予定価格の水準は超過利益が大幅にあるレベルとなるのでしょうか。本件について「大量購入を踏まえた価格を採用しており、適切な積算を行った」と評価されていますが、将来に向けて、改善すべき点はないのでしょうか</p>	<p>予定価格の設定は、公表価格である定期刊行物等の価格と市場価格調査の結果を参考に、より安価な価格を予定価格として採用しています。大量購入を踏まえた価格については、メーカー希望小売価格の何割が妥当かを当方で判断することは難しいところですが、今回は市場価格調査を行った2者より提出された見積書が妥当であると判断しました。</p>
	<p>今回の工事入札の落札率は、落札業者が官公庁工事の受注実績を積上げるために行った採算の合う最低限の入札価格であり、今後同種の工事入札を行う際には、本件落札率を必ずしも採用することとせず、それぞれの工事内容に即した適切な価格設定を実施してまいります。</p>

意見・質問	回答
<p><b>【事案2】</b></p> <p>契約件名：税関申告アプリの改修作業</p> <p>契約相手方：株式会社三恵クリエス (法人番号2010901004526)</p> <p>契約金額：2,126,520円</p> <p>契約締結日：令和元年12月11日</p> <p>担当部局：東京税関</p> <p>『抽出にあたり委員からの事前確認』</p> <p>本件契約概要について</p>	<p>『担当部局からの事前説明』</p> <p>税関申告アプリとは、入国旅客の円滑な税関手続きと待ち時間の短縮等を図るために導入した税関検査場電子申告ゲートの専用端末に使用するモバイルアプリです。このアプリは、税関手続きに必要な携帯品・別送品申告情報が含まれる二次元コードを作成するためのものであり、本調達において、アプリ利用者の利便性向上、OSのアップデートに伴う動作確認、不具合の修正を実施するものです。</p>
<p>1者応札となった要因について</p>	<p>本件の入札には3者から応札意思が示されましたが、そのうち2者から、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札条件である「受注実績を有すること」をクリアできない</li> <li>・他で受注した契約に人員が割かれたため、人員を確保できなくなった</li> </ul> <p>との理由から応札を辞退したいとの申し出があり、結果として1者応札となりました。</p>
<p>低落札率となった要因について</p>	<p>過去にスマートフォン用アプリの改修作業の調達実績がなく、予定価格積算に際して参考見積が微取可能であったのは、アプリ開発時の入札に参加した2者だけでしたが、この2者は入札参加資格A等級の大企業であり、作業員単価等が中小企業である落札者（入札参加資格C等級）よりも高く設定されていたことに加え、落札者が一般競争入札で落札できるよう更に値引きを行ったことが、低落札率となった要因と思料します。</p>
<p>『書類回覧による委員からの質問・意見』</p> <p>D等級の者は受注実績がないことから応札を辞退したことですが、受注実績とは東京税関との取引のことでしょうか。東京税関との受注実績が全くない新規の者は入札に参加できないということでしょうか。</p>	<p>『担当部局からの回答』</p> <p>本件の調達仕様書において、「受注実績」は「スマートフォン等で利用されているアプリケーションを設計・開発した実績を有すること（現在、運用中、あるいは運用予定のものを含むものとするが、設計・開発実績を発注者に提示できること）。」と規定しており、東京税関からの受注実績を指してい</p>

意見・質問	回答
	<p>るものではありません。仮に、スマートフォン等で利用されているアプリケーションの設計・開発実績が全くない者に新規で発注した場合、想定外のトラブルが発生した際等に対処するノウハウを持ち合わせていない可能性が高いことから、このような規定を設けることとしました。</p>
<p>説明によると、2者から参考見積を徴したとあります、2者の見積もった作業工程、工数、作業単価は全く同じだったのでしょうか。</p>	<p>2者の作業工程、工数、作業単価は異なります。</p>
<p>本件の参加資格は、A等級ではなくB C D等級であるため、このような場合は、見積額に税関が査定をする考えはないのでしょうか。</p>	<p>過去に同種・同様の調達実績があれば、税関において査定することは可能です。しかし、本件は新規調達となるため、過去の実績がなかったことから見積額を採用しました。</p> <p>今後、同種・同様の調達を行う場合は、今回の調達実績を勘案した予定価格の積算を検討したいと考えております。</p>
<p>予定価格の積算は、行程の項目ごとに安価な金額を採用して合計金額を算出する方法も考えられます、合計金額を比較して算出した理由を説明してください。</p>	<p>本件の市場価格を調査した際に見積書を徴取した2者には、税関側から示した工程項目に各々の工数と単価を当てはめたうえで提出していただきました。</p> <p>各社は得意な工程、不得意な工程があり、各社により全く異なる工数となっていました。したがって、工程項目ごとの少ない工数を採用して予定価格を算出した場合、本当に必要な工数に満たないことが想定されたため、各者の見積りの総額を比較し、安価な方を予定価格といたしました。</p>
<p>既存アプリの改修作業であるため、予定作業工数がそもそも若干多めだったのではないのでしょうか。作業工数が適切か否かについては、どのような方法で確認したのでしょうか。</p>	<p>結果を見ると、予定作業工数は落札者が示した作業工数より若干多めでした。しかし、作業工数は、個別の業者ごとに、それぞれの業者の既存のアプリケーション等のリソースを活用・転用することが可能か否か、といった事情によっても大きく異なると考えられます。過去に同種・同様の調達実績があれば、作業工数の比較・検討は可能ですが、今回は新規調達で参考とする実績がなかったこと、また、工数の積算には専門的知識が必要となり、税関で実施することは困難であることから、今回は見積もりの総額を比較し、安価な方を予定価格といたしました。</p>

意見・質問	回答
<p><b>【事案3】</b></p> <p>契約件名：横浜税関コンテナ検査センター入口 門扉更新工事</p> <p>契約相手方：株式会社八代産業 (法人番号9020001010681)</p> <p>契約金額：3,617,949円</p> <p>契約締結日：令和元年12月12日</p> <p>担当部局：横浜税関</p> <p><b>《抽出にあたり委員からの事前確認》</b></p> <p>本件契約概要について</p> <p>1者応札となった要因について</p>	<p><b>《担当部局からの事前説明》</b></p> <p>令和元年9月に関東地方に上陸した台風15号の強風により、コンテナ検査センターの入口に設置している門扉が損傷し開閉困難となりました。当該庁舎はX線を用いてコンテナ内部の検査を行う庁舎であり、閉庁時は自由な立ち入りを制限する必要があることから、庁舎敷地の入口に設置してある門扉の更新を行ったものです。</p> <p>本件工事の入札参加資格は「D」等級であるところ、より多くの入札参加者を確保するため、一等級上位の「C」等級を加えて入札公告を行いました。予定価格の積算については、本件工事の対象である門扉は間口や門柱の高さに合わせて製作されるものであり、定期刊行物などの公表価格が無いことから、施工可能な業者2者から見積書を取得し安価な価格を採用しました。見積書の提出について、契約相手方の他に1者から価格調査の協力を得られましたが、当該者は入札参加に必要な資格を持たなかったため入札には参加できませんでした。</p> <p>1者応札の原因について契約相手方にヒアリングを行ったところ、公共工事は会計年度の縛りから年度末での完成を強く求められるため、年度末が近づくにつれて入札参加を回避する業者が多いとのことでした。本件工事は開札日を12月12日としており第3四半期も終わりに近かったため、新規受注する余裕がない、日程調整の負担を回避する、といった理由から参加を控えた者が多かったと思料されます。また、11月下旬においても台風15号及び19号の復旧工事が進められている時期でもあったことから、例年よりも更に時間的な余裕が見込めず、入札参加への障害となったものと思料されます。</p> <p>本件工事は台風による被害が発生したために、年度の途中に追加で予算要求を行い予算措置された案件であったことから、入札時期が12月となったも</p>

意見・質問	回答
	<p>のであり発注時期の最適な設定が難しかった事情もあります。</p> <p>以上のことから、本件工事は発注時期により施工業者において受注のための時間的余裕がなかったことが1者応札となった大きな要因と考えられます。</p>
<p>《回覧による委員からの質問・意見》</p> <p>予定価格の調査に協力した者のうち、入札に参加できない者があった理由を説明してください。</p>	<p>《担当部局からの回答》</p> <p>本件工事では、令和元・2年度（平成31・32年度）財務省関東地区競争参加者資格審査において、業種区分が「建築一式工事」で「C」、「D」の等級に格付けされている者であることを資格要件としていますが、予定価格の調査に協力した者のうち1者は入札参加資格がなかったため入札に参加できませんでした。</p>
	<p>適正かつ合理的な価格であれば予定価格算定の基礎となりますので、仮に入札参加資格のない者の方が安い見積価格を提示していれば、それも予定価格の算定基礎となります。</p>
<p>予定価格の積算に当たっては、入札に参加した者の見積価格を採用しているが、入札参加資格のない者の方が安い見積価格を提示した場合、そちらの見積価格を算定基礎とすることはできるのでしょうか。</p> <p>改修工事が行われるまでセキュリティの問題は生じなかつのでしょうか。</p>	<p>入札参加資格の原則等級は予定価格に応じて決定するため、価格調査に協力した者が事後的に入札参加資格に該当しなくなるケースも想定されるところからも、入札参加資格の有無にかかわらず予定価格算定の基礎となり得るといえます。</p> <p>改修工事が実施されるまでは、門扉を開け放った状態のまま入口に三角コーンを置くなどで対応していました。手で除けるものであり場内への立ち入りが制限されないため、セキュリティが疎かな状態ではあったものの、当該期間中に問題は生じませんでした。</p>
<p>セキュリティの問題が生じなかつたのであれば、工期を令和元年12月12日から令和2年2月28日というタイトな日程を組む必要性があったのでしょうか。</p>	<p>コンテナ検査センターは検査待ちトレーラーの駐車スペースやコンテナ車の取り回しなどのため、舗装された広い敷地があります。また、港頭地区という場所柄、夜間の人通りは少なくなります。幸い改修工事が行われる期間中にセキュリティの問題は生じませんでしたが、長期間にわたって門扉が閉鎖されない事実が周知になれば、場内への不法侵入や廃棄物の不法投棄といった悪質な場合のみならず、周辺に用事のある車両に一時的な駐車スペースとして都合よく利用されるなど、業務に支障をきたす恐れが高まることが想定されたため、早急な改修</p>

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>年度内に実施することで入札者が少なかったというのであれば、セキュリティの問題をクリアすることが条件となりますが、次年度の改修工事という選択肢もあったのではないかでしょうか。</p>	<p>が必要と判断しました。</p> <p>上記の事情から早急な改修が必要と判断したため、台風被害復旧に対する予算要求の機会に要求し、今年度（令和元年度）予算として予算措置されたものです。入札前は、門扉自体は一般的に普及しているものであり、受注生産といえども特殊な構造を要求しているものではないため、今年度の実施であっても多数の入札参加を見込んでいたものの、結果として1者入札となりました。</p> <p>今後は突発的に発生する修繕工事などにおいても、次年度実施も含め、適切な時期での入札に努めていきます。</p>

意見・質問	回答
<p><b>【事案4】</b></p> <p>契約件名：令和元年度 麻しん風しん抗体検査 に係る単価契約</p> <p>契約相手方：医療法人社団優和会 (法人番号3021005008115)</p> <p>契約金額：@4,840円ほか</p> <p>契約締結日：令和元年11月1日</p> <p>担当部局：横浜税関</p>	
<p>《抽出にあたり委員からの事前確認》</p> <p>本件契約概要について</p>	<p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>訪日外国人旅行者が増加する中、本年（令和2年）には東京オリンピック・パラリンピックが開催され、様々な国・地域から多くの旅行客が見込まれていました。税関では、海外から入国する旅客等と直接接する業務に携わっており、麻しん、風しんに罹患した旅客等との接触に伴う感染症の発生リスクが懸念されます。</p> <p>そこで、本件は30歳以上の職員のうち、予防接種歴がない又は感染歴が確認できない者を対象とした麻しん、風しん抗体検査を外部委託するものです。</p>
<p>1者応札となった要因について</p>	<p>本件については、仕様上、近隣5官署への出張採血や検体検査を業務内容としており、スタッフ人数の制約などから履行可能な医療機関がもともと限られていたことに加え、公告から実施まで1か月程度であったことから、準備に十分時間を掛けられなかつた可能性が高いと思料されます。</p> <p>実際、市場価格調査に協力した2者については、「本件の入札参加資格（C・D等級）に該当しなかった」、「人員の確保、体制整備が困難だった」などの理由に加え、医療機関側で時間的余裕がなかつたことが1者応札となった大きな要因と考えられます。</p>
<p>低落札率となった要因について</p> <p>《書類回覧による委員からの質問・意見》</p> <p>予定価格の算定は、市場価格調査の総額で最低価格を示したものの金額を採用していますが、単</p>	<p>契約者によると、今後、官公庁の入札に積極的に参加する方針があり、経営戦略的な価格で応札したことから、当該方針のもと、通常より一段と低価で応札したことが低落札率となった要因と思料されます。</p> <p>《担当部局からの回答》</p> <p>本件は、検査項目に記載された臨床検査のほか、データ集計も含む一連の業務を行うものであり、一</p>

意見・質問	回答
<p>価契約であるにもかかわらず、検査項目ごとに安価な単価を採用して積算しなかった理由を説明してください。</p>	<p>体的な役務と考えられることから、総額を予定価格としました。</p> <p>また、受診予定人数は、職員に対して行った予防接種歴・罹患歴等の調査結果をもとに算出していますが、変動する可能性があり、事前に決定することができなかったため、単価契約としました。</p>
<p>麻しん風しん抗体検査の麻しんクーポンありの入札価格と、市場価格調査の価格とが大きく異なる理由を説明してください。</p>	<p>風しん抗体検査単独の場合の単価は高く、麻しんと同時に検査を行うことで、単体の検査に比べて安価になることに加え、予定人数が多く、ボリュームディスカウントがより強く働いたためと考えられます。</p>
<p>公告から実施まで1か月という短い期間になつた原因を説明してください。今後、緊急案件を除き、実施まで余裕のある時間を確保するためには、いかなる改善策が考えられるのでしょうか。</p>	<p>まず、公告時期に関しては、令和元年8月に当該施策について税関としての方針が定まり、その後、対象人数を把握するため、職員に対する予防接種歴・罹患歴等の調査を行うなど、仕様の確定に時間が掛かったことから、公告が10月となりました。</p> <p>また、実施期限についても、東京オリンピック・パラリンピック開催により訪日外国人旅行者が増加している中で、海外からの旅客等と接する税関では緊急に抗体の有無を検査し、予防接種を本年度内に実施する必要があったところ、抗体検査の結果を受けて行うその後の予防接種に必要な期間を考慮すると、12月までには本件抗体検査を行う必要があり、結果的に短い期間での実施となりました。</p> <p>今後は、人数を把握するための調査方法を工夫するなどして仕様を早期に確定し、余裕のある期間を設定したいと考えています。</p>